

山陰海岸国立公園

保護管理業務の概要



鳥取県鳥取市 鳥取砂丘



鳥取県岩美町 浦富海岸



京都府京丹後市 小天橋



兵庫県美方郡香美町 香住海岸

平成 26 年 7 月

近畿地方環境事務所

竹野自然保護官事務所・浦富自然保護官事務所

1 山陰海岸国立公園を管理する自然保護官事務所

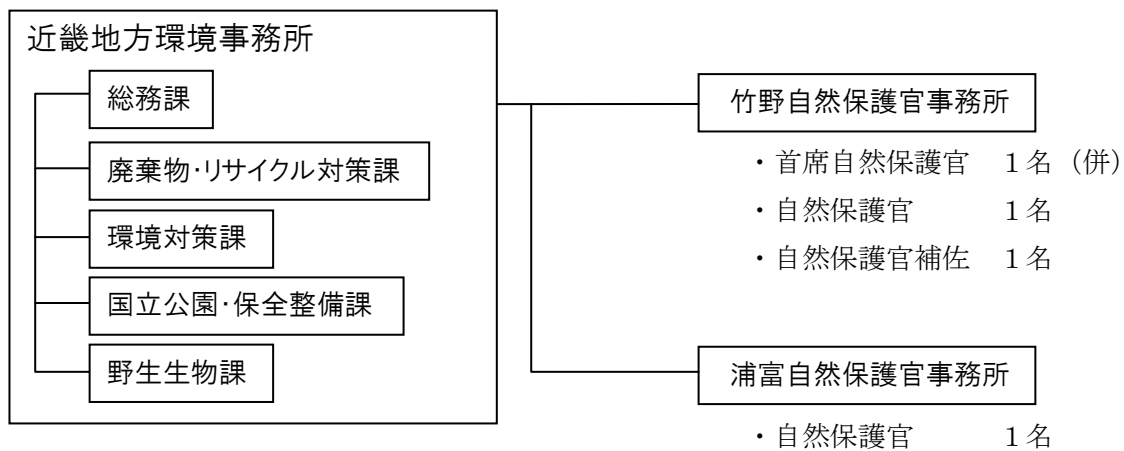
近畿地方の環境行政を担う環境省近畿地方環境事務所の出先機関として、竹野自然保護官事務所、浦富自然保護官事務所が設置され、山陰海岸国立公園の保護管理等業務を行っています。

自然保護官事務所には、自然保護官(レンジャー)と呼ばれる環境省の職員が駐在し、国立公園の許認可審査やパトロールだけでなく、国立公園の計画づくり、施設整備、自然とのふれあい活動等を通じて、地域の人達と話し合い、或いは協力して、国立公園における自然と共生したより良い地域づくりを進めています。

更に、野生生物の保護管理等、自然環境の保全の幅広い業務にも取り組んでいます。

また、平成17年から配置されたアクティブ・レンジャーは、自然保護官を補佐し、公園内のパトロール、調査、自然とのふれあい活動等幅広く活躍しています。

組織図



2 事務所の所在地

名 称	住 所	連 絡 先
竹野自然保護官事務所	〒669-6201 兵庫県豊岡市竹野町竹野 3662-4	TEL 0796-47-0236 FAX 0796-47-0249
浦富自然保護官事務所	〒681-0003 鳥取県岩美郡岩美町浦富字出逢 1098-3	TEL 0857-73-1146 FAX 0857-73-1146



竹野自然保護官事務所



浦富自然保護官事務所

3 管轄区域

自然保護官事務所名	分 担 区 域
竹野自然保護官事務所	<u>山陰海岸国立公園に係る区域</u> (京都府) 京丹後市 (兵庫県) 豊岡市、美方郡香美町
浦富自然保護官事務所	<u>山陰海岸国立公園に係る区域</u> (兵庫県) 美方郡新温泉町 (鳥取県) 鳥取市、岩美郡岩美町

4 沿 革

- 昭和38年 山陰海岸国定公園が山陰海岸国立公園に昇格
- 46年 環境庁が設置され、国立公園行政が厚生省から環境庁に移管
- 48年 大山隠岐国立公園管理事務所を大山寺に設置
- 49年 山陰海岸国立公園竹野地区に管理員を配置
- 51年 山陰海岸国立公園浦富地区に管理員を配置
- 54年 山陰海岸国立公園が大山隠岐国立公園管理事務所の担当区域となる
- 59年 管理員の名称を管理官と変更する
- 平成元年 大山隠岐国立公園管理事務所を大山寺から米子市内に移転
- 6年 大山隠岐国立公園管理事務所を山陰地区国立公園・野生生物事務所に改称
- 12年 山陰地区国立公園・野生生物事務所を山陰地区自然保護事務所に改称
竹野、浦富の各国立公園管理事務所を竹野、浦富自然保護官事務所に改称
地方分権推進による機関委任事務の廃止に伴い、山陰海岸国立公園の京都府、兵庫県の区域を直接管理とする。
- 13年 省庁再編に伴い環境庁自然保護局が環境省自然環境局に改組
山陰地区自然保護官事務所鳥取支所を設置
- 14年 京都府に係る野生生物行政の業務を近畿地区自然保護事務所へ移管
- 17年 地方支分部局制により近畿地方環境事務所発足
山陰地区自然保護事務所及び鳥取支所を廃止
山陰海岸国立公園が近畿地方環境事務所の担当区域となる。

5 主要な業務

(1) 国立公園に関する業務

①公園計画及び公園事業の決定等

国立公園の適正な保護と利用を図るための基本になるものとして、公園計画が定められています。公園計画は社会情勢の変化等に伴い概ね5年ごとに見直しすることとされており、これら見直しのための調査や変更案作成等を行っています。

また、公園計画に基づいて行われる保護や利用の施設に関する事業である公園事業について、その具体的内容の決定や変更等にあたって、調査や原案作成等を行っています。

②自然公園法の規定による許可等の手続き

国立公園の適正な保護と利用を図るため、自然公園法に基づき、各種行為の許可、公園事業の認可・承認、国の機関との協議などの業務を行っています。

また、許認可事項の履行状況や違反行為の監視、指導などを行っています。

許認可処理件数（平成 25 年度）

種別		事務所名	竹野自然保護官事務所	浦富自然保護官事務所	計
行為許可	大臣権限		1	0	1
	地方環境事務所長専決 (届出・通知)		51 (5)	25 (0)	76 (2)
	首席自然保護官専決 (届出・通知)		0 (0)	0 (0)	0 (0)
公園事業	大臣権限		0	0	0
	地方環境事務所長専決 (届出・通知)		8 (0)	7 (2)	15 (2)
合計 (届出・通知を含まず)			60	32	92

過去 5 年間の許認可処理件数（府県別）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
京都府	17	20	19	19	23
兵庫県	66	51	50	52	50
鳥取県	35	21	19	17	19
合計	118	92	88	88	92
法定受託事務 (鳥取県)	91	65	54	55	74

③管理計画の策定

管理計画は国立公園内の各地域の特色・特性に応じ、きめ細かな現地管理を行うため、風致景観の管理や公園施設の整備、利用者の指導、美化清掃などに関する取扱方針等を定めるものです。公園計画の見直しや社会情勢の変化等に即し、管理計画の策定、改定を行っています。

管理計画策定一覧

国立公園	地 域	管 理 計 画 策 定 年 度 等 (公園計画再検討・点検年度)
山陰海岸	山陰海岸全域	平成元年 3 月策定 (平成 2 年 4 月公園計画再検討) 平成 5 年 3 月改定 (平成 8 年 12 月公園計画第 1 回点検) 平成 11 年 7 月改定 (平成 18 年 12 月公園計画第 2 回点検) 平成 22 年 3 月改定 (平成 26 年 3 月公園計画第 3 回点検)

④自然とのふれあいの推進

国立公園を訪れる利用者の自然とのふれあいを推進するとともに、自然保護思想の普及啓発を図るため、関係団体やボランティアの協力を得ながら、みどりの週間や環境月間、自然に親しむ運動期間を中心に主に竹野スノーケルセンターで自然観察会等の行事を実施しています。

また、自然解説や美化清掃等に携わるパークボランティアの養成・育成も行っています。



磯の観察会



スノーケル教室

竹野スノーケルセンターの平成 20 年から 24 年までの 5 年における平均年間利用者数は約 12,000 人でした。

また、竹野、浦富自然保護官事務所では年 1 回程度の自然観察会を開催しています。

⑤公園事業施設の整備

国立公園の適正な利用を促進するため、公園計画に基づき、ビジターセンター、園地、キャンプ場、歩道、駐車場など、公園利用のための基幹的施設の整備を進めています。これら施設の整備は、山陰海岸国立公園整備基本計画に基づき実施しています。

管内のビジターセンター（利用者のために、国立公園に関する種々の情報を発信する施設）

国立公園	名 称	所 在 地	電 話 番 号	整備*
山陰海岸	竹野スノーケルセンター	兵庫県豊岡市竹野町切浜	0796(47)1932	直轄
	山陰海岸学習館	鳥取県岩美郡岩美町牧谷	0857(73)1445	補助

* 直轄は国が整備したもの、補助は国が県に補助し県が整備したもの



竹 野 ス ノ ー ケ ル セ ン タ ー



山陰海岸学習館

竹野スノーケルセンター・ビジターセンター

⑥美化清掃

清潔で快適な公園を維持するため、関係県及び市町村の協力を得て、美化清掃の実施と利用者への普及啓発を図っています。

管内の主な清掃団体

国立公園	清 掃 団 体 名	主 な 活 動 区 域
山陰海岸	兵庫県自然公園美化推進協議会	兵庫県豊岡市、美方郡香美町、新温泉町
	財団法人自然公園財団鳥取支部	鳥取県鳥取市
	岩美町観光協会	鳥取県岩美郡岩美町

⑦グリーンワーカー事業（国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業）

マリンワーカー事業（国立・国定公園の適正海域管理推進事業）

国立公園等の管理のグレードアップを図ることを目的に、地元の住民団体等によりグリーンワーカー事業を展開しています。山陰海岸国立公園は日本海に面していることから漂着ゴミが多いため、自然環境を清潔に保つための清掃や、陸域からは対処できない場所は船を使ってのゴミ回収を実施している他、鳥取砂丘の景観を保全するためのパトロール等も実施しています。

平成 24 年度の両事業費の合計は約 740 万円、のべ雇用者数は約 700 人でした。

⑧パークボランティアの養成・育成

パークボランティアとは国立公園の保護管理や利用者指導の充実と自然保護思想の普及啓発の促進を目的として昭和 60 年に設置された制度です。

山陰海岸国立公園内では平成 10 年度に、パークボランティア制度が導入されました。竹野スノーケルセンターが実施する自然観察会の補助、利用者への自然解説、ゴミ拾い、動植物の調査、看板や歩道など公園利用施設の維持管理などへ協力しています。

竹野地区パークボランティアの平成 20 年から 24 年までの5ヶ年における平均年間活動日数は約 80 日、平均年間のべ活動者数は約 210 人でした。



パークボランティア養成

⑨国立公園に関する会議

1)環境省主催の会議

会議名	事務局	構成	内容
山陰海岸国立公園連絡協議会	竹野自然保護官事務所	京都府、兵庫県、鳥取県、京丹後市、豊岡市、香美町、新温泉町、鳥取市、岩美町	山陰海岸国立公園管理計画の周知、その他公園管理業務についての連絡調整を図る。年 1 回開催。
竹野スノーケルセンター運営協議会	(財)休暇村協会竹野海岸、竹野自然保護官事務所	・会長：豊岡市長 ・会員：豊岡市、近畿地方環境事務所、兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課、(財)休暇村協会	スノーケルセンターの管理・運営を行うとともに、その利用の増進を図り、また、竹野地区パークボランティア活動の適切かつ円滑な運営を行うことにより、山陰海岸国立公園の自然と親しみ、自然保護思想の普及啓発に資することを目的とする。

2)参画している会議

会議名	事務局	構成	内容
鳥取砂丘再生会議	鳥取県公園自然課(砂丘事務所)	・会長:西田良平(放送大学鳥取学習センター所長) ・委員:地元代表、NPO、砂丘での活動者、行政などで構成 環境省は近畿地方環境事務所統括自然保護企画官が委員	鳥取砂丘再生会議規約に基づく任意団体として平成21年1月16日発足(前身は鳥取砂丘景観保全協議会など)。全体会議にて、鳥取砂丘の保全・活用の全体的な取組方向性や役割分担等について協議・とりまとめを行い、具体的な協議・事業は部会にて実施(「保全再生」と「利活用」の2部会)。年1~2回開催。
鳥取砂丘再生会議保全再生部会	鳥取県砂丘事務所	・部会長:松原雄平(鳥取大学教授) ・委員:地元代表、NPO、砂丘での活動者、行政などで構成 環境省は近畿地方環境事務所統括自然保護企画官が構成員	鳥取砂丘再生会議の1部会。主に前身の鳥取砂丘景観保全協議会の事業を引き継ぎ、鳥取砂丘の景観の保全に関する調査及び除草作業等を協議・実施。年2~3回開催。
鳥取砂丘再生会議保全再生部会調査研究会	鳥取県砂丘事務所	・部会長:松原雄平(鳥取大学教授) ・委員:大学教授等10名程度で構成 浦富自然保護官事務所がオブザーバー参加	保全再生部会の内部組織。前身の鳥取砂丘景観保全調査研究会から移行。鳥取砂丘の自然景観に関するモニタリング調査・研究等を協議・実施。年3~4回開催。
山陰海岸ジオパーク推進協議会	山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局	・会長:中貝宗治(豊岡市長) ・副会長:各市町長(5名) ・構成員:行政(各府県、市町)、観光協会、商工会、漁協等約40の団体で構成。府県知事は顧問	山陰海岸ジオパークを推進するため、ジオツーリズムの場としての環境整備、教育的活用など地域活性化のための活動を行う。
山陰海岸ジオパーク推進協議会地域連携部会	山陰海岸ジオパーク推進協議会事務局	・部会長:三木武行(山陰海岸ジオパーク推進協議会専門員) ・委員:各府県担当者4名程度で構成 竹野、浦富自然保護官事務所がオブザーバー参加	平成22年度に設置。地域住民主体のジオパーク活動の展開を目的に、保護管理活動や地域資源を活用したジオパーク活動について協議・検討を実施予定。

鳥取県東部沿岸土砂管理協議会	鳥取県河川課	・会長：松原雄平（鳥取大学教授） ・委員：大学教授、国交省、鳥取県、鳥取市で構成 浦富自然保護官事務所がオブザーバー参加	鳥取砂丘等の海浜の浸食防止・回復を目的としたサンドリサイクル事業（浚渫土砂の投入）の効果検証、関係機関との連絡調整等の実施。平成 19 年 10 月 10 日設立。年 2 回開催。
鳥取県生物多様性保全推進連絡会議	鳥取県公園自然課	・会長：鳥取県公園自然課長 ・副会長：米子自然環境事務所長、鳥取森林管理署業務課長 ・委員：林野庁、鳥取県、県内市町村、鳥取県自然保護監視員で構成 環境省は米子自然環境事務所、浦富自然保護官事務所が委員	既存の鳥取県動植物違法採取防止連絡協議会から平成 23 年度に改称・目的変更。鳥取県内の多岐にわたる自然保護行政上の課題に対応した情報交換、普及啓発及び連絡調整を行う。会議は年 1 回程度開催。
日本海沿岸海岸漂着物対策推進協議会	兵庫県環境整備課	・委員：関係市町、漁協、海上保安署等で構成 環境省は近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課が委員。	平成 21 年度設立。兵庫県の日本海沿岸の海岸漂着物対策を推進するため、地域計画の策定等を実施。
京都府山陰海岸国立公園協会	京丹後市（久美浜市民局）	竹野自然保護官事務所、丹後土木事務所、京丹後市（久美浜町）、久美浜カンツリークラブ、久美浜町森林組合、網野町	山陰海岸国立公園の風致を維持し学術的価値を研究するとともに、その利用の増進を図り、環境及び施設の整備を促進する。

⑩現在取り組んでいる事業

山陰海岸国立公園の優れた自然資源を守りながら活用していくことを進めるとともに、平成 25 年に指定 50 周年を迎えるに当たって、内容検討や実行委員会設立等の準備を進めます。そのために、平成 24 年度は平成 23 年度から引き続き、山陰海岸国立公園全域の利用上の課題及び需要等の情報を把握し、関係者が連携して取り組むべき方策を検討・試行するとともに、特に鳥取県地域においては魅力向上に向けた検討を関係者と進めるなど、協働体制の構築に向けて取り組みます。

また、これまでの調査結果等を基に海域公園地区の拡張等に向けて関係機関との調整をさらに進めています。さらに、兵庫県豊岡市の円山川下流域が、平成 24 年 6 月には国指定鳥獣保護区、同年 7 月にはラムサール条約登録湿地となったことから、引き続き関係機関と連携し、当該地域のさらなる保全に向けて取り組みます。

山陰海岸国立公園全域での特に漂着ゴミの清掃事業や鳥取砂丘の景観保全事業については、継続して実施しています。

施設整備においては、直轄施設の再整備を進めます。また、地域整備計画調査を実施するとともに、基本整備計画を踏まえた施設整備の検討・整備を進めていきます。

(2) 野生生物に関する業務

①アベサンショウウオの保護

アベサンショウウオ(*Hynobius abei* Sato,1934)は、両生綱有尾目(サンショウウオ目)サンショウウオ科に属する止水産卵性のサンショウウオの1種で、京都府北部と兵庫県北部、福井県、石川県の限られた地域にのみ分布する我国の固有種です。

環境庁(当時)は平成2年にまとめた「日本絶滅の恐れのある野生生物—レッドデータブック—」で、本種を“絶滅危惧種”という最も絶滅のおそれの高いカテゴリーに位置づけ(平成12年版以降では、“絶滅危惧ⅠA”に変更)、平成6年2月には「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」(平成5年施行)の“国内希少野生動物種”に指定しました。

平成10年11月には、兵庫県豊岡市日高町大岡山の旧大岡寺の境内一帯を“種の保存法”の「生息地保護区」として指定しました(大岡アベサンショウウオ生息地保護区)。さらに、平成18年には、本種の基準産地である京都府京丹後市善王寺及び峰山町長岡も「生息地保護区」として指定しました(善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区)。

②海鳥の保護

京都府舞鶴市の冠島・沓島鳥獣保護区は、オオミズナギトリの繁殖地「冠島」(国指定天然記念物)及びウミネコ、ヒメクロウミツバメの繁殖地「沓島」(舞鶴市指定天然記念物)を含む海域に設定されており、他にカラスバト、ハヤブサ、カンムリウミスズメなどの希少鳥類をはじめとして32科94種にもものぼる多くの鳥類が生息しています。

このことは、国際的にも全国的にも鳥類の保護の見地から重要と認められるので、平成22年11月1日国指定鳥獣保護区となりました。

竹野自然保護官事務所では、これら生息地保護区の管理を行っているほか、兵庫県豊岡市において平成18年度から行っているコウノトリ野生復帰自然再生支援事業の取り組みと協調し、支援を進めています。

③コウノトリの保護

兵庫県豊岡市において平成18年度から行っている「コウノトリ野生復帰自然再生支援事業」の取り組みと協調し、支援を進めています。

また、コウノトリの保護のため、平成24年6月に国指定鳥獣保護区、同年7月にラムサール条約登録湿地となった円山川下流域について、平成25年度から平成26年度にかけて、当該地域の魅力や当該地域を保全することの重要性を発信する映像を作成します。

山陰海岸国立公園の概要

(1) 指定とその後の経緯

① 公園区域

年 月 日	内 容
昭和 30年 6月 20日	山陰海岸国立公園の指定
昭和 38年 7月 15日	山陰海岸国立公園の指定の解除
昭和 38年 7月 15日 厚生省告示第 313号	公園区域の指定
平成 2年 4月 6日 環境庁告示第 25号	公園区域の全般的な見直し(再検討)
平成 8年 12月 25日 環境庁告示第 80号	公園区域の変更(第1回点検)
平成 18年 12月 26日 環境省告示第 156号	公園区域の変更(第2回点検)
平成 26年 3月 31日 環境省告示第 53号	公園区域の変更(第3回点検)

② 規制計画

年 月 日	内 容
昭和 38年 7月 15日 厚生省告示第 315号	公園計画の決定
316号	特別地域の指定
317号	特別保護地区の指定
昭和 46年 1月 22日 厚生省告示第 12号	特別地域の変更及び海中公園地区の指定 (豊岡・竹野・浜坂・浦富海岸)
平成 2年 4月 6日 環境庁告示第 26号	公園計画の全般的な見直し(再検討)
第 27号	特別地域の変更
第 28号	特別保護地区の変更
第 29号	海中公園地区の指定(五色浜)
平成 2年 12月 1日 環境庁告示第 103号	車馬等の乗入れ規制地区の指定(鳥取砂丘)
平成 5年 1月 20日 環境庁告示第 5号	車馬等の乗入れ規制地区の指定(丹後砂丘)
平成 8年 12月 25日 環境庁告示第 81号	保護規制計画の変更(第1回点検)
第 82号	特別地域の変更
平成 18年 12月 26日 環境省告示第 157号	保護規制計画の変更(第2回点検)
第 158号	特別地域の区域変更
第 159号	特別保護地区の区域変更
平成 26年 3月 31日 環境省告示第 54号	保護規制計画の変更(第3回点検)
第 55号	海域公園地区の指定
第 56号	海域公園地区の区域変更

③施設計画

年 月 日	内 容
昭和 38年 7月 15日 厚生省告示第315号	公園計画の決定
昭和 40年 8月 30日 厚生省告示第413号 第414号	利用施設計画の決定 利用施設計画の変更
昭和 41年 8月 26日 厚生省告示第387号	利用施設計画の決定
昭和 43年 11月 1日 厚生省告示第439号	利用施設計画の決定
昭和 44年 9月 17日 厚生省告示第309号 第310号	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の 指定 利用施設計画の廃止
昭和 47年 9月 16日 第15号 第16号 第22号	鳥取砂丘集団施設地区の指定 利用施設計画の決定 利用施設計画の変更
昭和 49年 2月 6日 環境庁告示第8号	利用施設計画の決定及び竹野集団施設地区の 区域の変更
平成 2年 4月 6日 環境庁告示第26号 第30号 第31号	公園計画の全般的な見直し(再検討) 浦富集団施設地区の指定 鳥取砂丘集団施設地区の区域の変更
平成 8年 12月 25日 第81号	保護施設計画の追加及び利用施設計画の変更 (第1回点検)
平成 9年 12月 16日 第89号	利用施設計画の変更(近畿自然歩道)
平成 18年 12月 26日 環境省告示第160号	浦富集団施設地区の区域の変更(第2回点検)

(2) 面積

① 県別地種区分別面積

【単位:ha, ()内は%】

県名	公園面積	特別保護 地区	備 考				普通地域
			第1種	第2種	第3種	小計	
京都府	1,206	0	148	1,016	23	1,187	19
兵庫県	6,061	431	180	2,333	2,952	5,465	165
鳥取県	1,516	169	27	1,228	55	1,310	37
合 計 (%)	8,783 (100)	600 (6.8)	355 (4.5)	4,577 (57.5)	3,030 (38.0)	7,962 (90.7)	221 (2.5)

* 海域の面積は除く。なお、海中公園地区()の指定面積は、合計 ha で③のとおり。

② 土地所有別面積

【単位:ha, ()内は%】

県名	公園面積	特別保護 地区	備 考				普通地域
			第1種	第2種	第3種	小計	
国有地	86	1	41	37	0	78	7
公有地	2,761	416	182	1,276	853	2,311	34
民有地	5,936	183	132	3,264	2,177	5,573	180
合 計 (%)	8,783 (100)	600 (6.8)	355 (4.5)	4,577 (57.5)	3,030 (38.0)	7,962 (90.7)	221 (2.5)

③海域公園地区一覧表

海域公園地区名	位置	箇所数 面積	指 定 年 月 日	景 観 の 特 色
五色浜	京都府 京丹後市	31.3ha	H2.4.6	比較的遠浅な岩礁が沖合まで続いており、岩礁の上には有節石灰藻類や、ホンダワラ、クロメ、エビアマモ、ジョロモク等が繁茂している。 魚類は、ホンベラ、メバル、タイ、キュウセン等が見られる。
豊岡	兵庫県 豊岡市	17.8ha	S46.1.22	海底の起伏に富む地形のうえに、アナアオサ、オオシオグサなど海藻が大群落を構成している。
竹野	兵庫県 豊岡市	18.8ha	S46.1.22	ヤツマタモク、ムカデノリ、アミジグサ、スギノリ等の海藻群落が花崗岩の方状節理を示す海底に生育しており、ベラ類、チャガラ、ウミタナゴ等の魚類も多い。
浜坂 (第1号)	兵庫県 美方郡 新温泉町	18.0ha	S46.1.22	カギウスバノリ、タマイタダキ等の紅藻類や、ホンダワラ類のほか、ケヤリ、シロガヤ、ウメボシイソギンチャク類などが着生している。 魚類としては、ササノハベラ、ウミタナゴ、メジナ等が多い。
浜坂 (第2号)	兵庫県 美方郡 新温泉町	19.6ha	S46.1.22	海中生物としては1号地区と同様なものが見られる。
浦富	鳥取県 岩美郡 岩美町	40.8ha	S46.1.22	海藻が主体で、ホンダワラ類、テングサ、ムカデノリ、フサイワツタ等が繁茂し、スズメダイ、メジナ等の魚類の群遊が見事である。
山陰海岸 東部	京都府 京丹後市 兵庫県 豊岡市	5, 005.8ha	H26.3.31	網野海岸から香住海岸にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等のレクリエーションの場としても適している。

	兵庫県 美方郡 香美町			
山陰海岸 中部	兵庫県 美方郡 香美町 兵庫県 美方郡 新温泉町 鳥取県 岩美郡 岩美町	3, 872.9ha	H26.3.31	香住海岸から浦富海岸にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等のレクリエーションの場としても適している。
山陰海岸 西部	鳥取県 鳥取市 鳥取県 岩美郡 岩美町	1, 078.4ha	H26.3.31	駟馳山から鳥取砂丘にかけての地先海域は、海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、釣り、海水浴等のレクリエーションの場としても適している。

(3) 自然の概況

山陰海岸国立公園は、京都府京丹後市八丁浜海岸から鳥取砂丘までの約75kmにも及ぶ海岸景観が特徴で、海上からはさまざまな海蝕地形を見ることができます。その一方で、陸上からは鳥取砂丘に代表される砂丘地形があります。

①鳥取県東部地域

日本を代表する砂丘地形として広く知られている鳥取砂丘があり、風紋、砂簾、スリバチなどの独特の景観を作り出します。その背後には神秘的な雰囲気をつたえる多鯨ヶ池が存在しています。また、出入りの多い海岸線には白砂青松の磯や大小の島々が点在しており、菜種島や千貫松島などが有名です。

②兵庫県北部地域

但馬御火浦・香住海岸・竹野海岸・日和山海岸などには、海蝕崖・洞門・岩礁などの海蝕地形が集まっており、急峻で湾と岬が入り組んだ変化に富む海岸線と力強い岩の造形が、この地域の特徴です。内陸部の円山川のほとりには大規模に柱状節理が発達した玄武洞などの景勝地があります。

③京都府北西部地域

夕日の美しい夕日ヶ浦海岸、白砂青松のロングビーチが続く小天橋、四季折々の変化を見せる兜山、荒々しい日本海に面する外海とは対照的に穏やかな表情を見せる久見浜湾、といった豊かな景観が特徴です。丹後砂丘にはトウテイランに代表される貴重な砂浜植物群落があります。

(4) 利用の概況

山陰海岸国立公園の主な利用形態は主として海水浴で、その他には温泉、キャンプ、釣りなどさまざまな公園利用がなされています。

国立公園利用者数調べによれば、平成22年度現在で626万人となっており、主に大阪、京都、神戸等からの利用者が多いです。

本公園の特徴である地質・地質景観を楽しむ手段として、散策、ドライブ等がある他、波が穏やかになる夏期を中心に香住、浜坂、浦富から発着している遊覧船もあります。

また、城崎温泉や久見浜湾、竹野、香住等の各温泉場では冬季のズワイガニの他、鮮魚の味わいも魅力のひとつになっており、年間を通じての利用があります。